

茨木市優良農地復元化事業費補助要綱

(目的)

第1 この要綱は、担い手の高齢化や後継者不足等により今後増加が予測される耕作放棄地を解消するため、農家や新たな担い手等が市内の耕作放棄地を優良農地に復元または、復元した土地の土壌改良を行う取組に対し、助成を行うことにより、農業生産活動の活性化、農地の持つ多面的機能の発揮を図ることを目的とする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 耕作放棄地 以前耕作していた土地で、おおむね過去3年以上作物を作付け(栽培)せず、所有者が今後再び作付けする考えのない土地をいう。
- (2) 優良農地 農業振興地域内で、ほ場整備区域内等の良好な営農条件を備えた農地をいう。
- (3) 復元 荒廃した農地を作付け可能な状態に戻すことをいう。
- (4) 土壌改良 土壌に有機質又は無機質の資材を投入し、栽培作物の生育・収量向上に資する土壌の物理的・化学的・生物的な性質の改善を行うことをいう。

(補助対象)

第3 補助金の交付対象者は、事業を行う土地に対して農地法(昭和27年法律第299号)又は農地中間管理事業の推進に関する法律(平成25年法律第101号)に基づく農地の賃借権又は使用貸借権の設定を受け耕作を行う者又はその見込みがある者とする。

(補助対象事業)

第4 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、次に掲げるものとする。ただし、他の公的な補助金を受けていないものに限る。

- (1) 交付対象者又は交付対象者から作業委託を受けた者が市内の10a以上の耕作放棄地(耕作放棄地が10a未満であっても、交付対象者がすでに耕作している周辺の農地と合わせた面積が10a以上となる場合も含む。)を優良農地に復元する事業
- (2) 前号の事業を行った土地の土壌改良を行う事業

2 補助の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の額及び補助率)

第5 補助金の額及び上限額は、補助対象事業ごとに別表に掲げるとおりとする。

2 前項の規定により算出した補助金の額に千円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

(交付申請)

第6 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、あらかじめ茨木市優良農地復元化事業費補助金交付申請書(第1号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(交付決定)

第7 市長は、第6の規定により申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、必要に応じて調査等を行い、適当と認めるときは交付を決定し、茨木市優良農地復元化事業費補助金交付決定通知書(第2号様式)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を行う場合において、本要綱の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

3 第1項の規定による交付決定の有効期間は、交付決定の日からその日の属する年度の末日までとする。

(計画の変更)

第8 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)が、補助金の交付の決定を受けた事業(以下「補助事業」という。)の内容、交付申請額及び事業計画書の変更をしようとする場合は、直ちに市長に茨木市優良農地復元化事業計画変更承認申請書(第3号様式)を提出し、承認を受けなければならない。

2 市長は、第1項の規定による計画変更承認申請書を受理したときは、変更内容を審査し、第7第1項の規定による決定を変更することができる。

(変更決定通知)

第9 市長は、第8第2項の規定により当該補助金の交付の変更を承認したときは、茨木市優良農地復元化事業費補助金変更決定通知書(第4号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(実績報告)

第10 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに茨木市優良農地復元化事業費補助金実績報告書(第5号様式)に必要な書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(補助金額の確定等)

第11 市長は、第10の実績報告書の提出があったときは、その内容を審査するほか、必要に応じて現地確認等を行い、適当と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、実績報告書の受付した日から30日を経過した日又は当該会計年度の年度末のいずれか早い日までに、茨木市優良農地復元化事業費補助金交付額確定通知書(第6号様式)により補助事業者に通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第12 補助事業者は、第11の規定による通知を受けたときは、茨木市優良農地復元化

事業費補助金交付請求書(第7号様式)により、市長に補助金を請求するものとする。

(補助金の交付)

第13 市長は、第12の規定による請求を受けたときは、補助金を交付するものとする。

(立入検査)

第14 市長は、補助金の執行の適正を期し、補助事業の円滑な推進を図るため、職員に、補助事業の農地若しくは事務所等に立ち入り、事業の状況若しくは帳簿、書類を検査させ、又は関係者に質問若しくは必要な指示をさせることができる。

(帳簿等の整備)

第15 補助事業者は、当該補助事業に係る収入及び収支に関する帳簿並びに証拠書類を常に整備しておかなければならない。

2 補助事業者は、市長から前項の帳簿等の提出の指示があったときは、当該帳簿等を速やかに提出しなければならない。

(書類の保存)

第16 補助事業者は、当該補助事業の施行に関する書類及び帳簿等を、当該補助事業が終了した年度の翌年度から起算して5年間保存しなければならない。

(補助の取消し等)

第17 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

(2) 虚偽その他不正な行為により補助を受け、又は受けようとしたとき。

(3) 市長の承認を受けずに事業を変更し、若しくは中止し、又は事業の遂行の見込みがないとき。

(4) その他市長が不相当と認めたとき。

(市長の指示)

第18 市長は、補助金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則

この要綱は、令和5年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年6月12日から施行する。

別表

補助対象事業	補助対象経費	補助額
交付対象者が行う耕作放棄地を優良農地に復元する事業		復元を行った面積1aあたり5千円
交付対象者から作業委託を受けた者が行う耕作放棄地を優良農地に復元する事業	作業委託料、機械等のリース料、土壌改良剤等の投入、資材費等	補助対象経費の1/2以内の額(復元を行った面積1aあたり30千円を上限とする)
第4条第1項第2号に規定する土壌改良事業		土壌改良を行った面積1aあたり2.5千円

様式第1号（第6関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住所

氏名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市優良農地復元化事業費補助金交付申請書

茨木市優良農地復元化事業を実施したいので、茨木市優良農地復元化事業費補助要綱第6の規定に基づき、次のとおり申請します。

1 補助対象事業

該当事業	補助対象事業
	交付対象者が行う耕作放棄地を優良農地に復元する事業
	交付対象者から作業委託を受けた者が行う耕作放棄地を優良農地に復元する事業
	第4第1項第2号に規定する土壌改良事業

※該当する補助対象事業に○印をつけてください。

2 交付申請額

3 添付書類

(1)事業計画書

(2)農地の所有者、所在地、面積、地目を証明する書類

(3)現況の農地写真

(4)補助対象事業となる経費の見積書2者以上（復元作業を委託する場合に限る。写しでも可。）

(5)その他

様式第1号添付書類

年 月 日

事業計画書

農地所有者 住所
氏名

農地借受者 住所
氏名

1 事業の目的

2 農地の所在地

農地の所在地	
面積	
地目	

3 復旧後の作付け計画

作物名	初年度	5年後
	栽培面積、数量等	栽培面積、数量等

※作付けとは具体的に作物が作られていることを言い、水田の保全管理、調整水田は対象外です。

様式第2号（第7関係）

茨木市指令 第 号

住所

氏名

様

茨木市優良農地復元化事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付け申請の茨木市優良農地復元化事業費補助金は、次の条件を付けて、

金 円を交付します。

1 補助金の対象となる事業

条 件

- (1)補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2)事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
- (3)この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年保存しなければならない。
- (4)上記条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。

年 月 日

茨木市長

印

様式第3号（第8関係）

年 月 日

（申請先）茨木市長

住所

氏名

印

（自署の場合は押印不要）

茨木市優良農地復元化事業計画変更承認申請書

年 月 日付け茨木市指令 第 号に係る茨木市優良農地復元化事業費補助金について、次のとおり変更したいので申請します。

1 補助金変更申請額 金 円

2 変更の理由

3 変更の内容

様式第4号（第9関係）

茨木市指令 第 号

住所
氏名 様

茨木市優良農地復元化事業費補助金変更決定通知書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定した茨木市優良農地復元化事業費補助金は、次の条件を付けて変更決定します。

金 円を交付します。

1 補助金の対象となる事業

条 件

- (1)補助金に関する法令、規則及び交付要綱に定めるところの条件に従わなければならない。
- (2)事業の変更又は、事業の遂行が困難なときは、速やかに報告すること。
- (3)この補助金に係る帳簿及び証拠書類を補助事業終了の年次の次の年度から5か年保存しなければならない。
- (4)上記条件に従わない場合は、補助金の返還を命じることがある。

年 月 日

茨木市長

印

様式第5号（第10関係）

年 月 日

（報告先）茨木市長

住所

氏名

㊟

（自署の場合は押印不要）

茨木市優良農地復元化事業費補助金実績報告書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で交付決定通知を受けた事業が完了したので、報告します。

1 補助金交付決定額 金 円

2 (1)事業実績書

(2)施行後の農地の写真

(3)領収書等の支出が確認できる書類（復元作業を委託する場合に限る。写しでも可。）

(4)その他

事業実績書

1 事業の効果

2 農地の所在地

農地の所在地	
面積	
地目	

3 復旧後の作付け計画

作物名	初年度	5年後
	栽培面積、数量等	栽培面積、数量等

※作付けとは具体的に作物が作られていることを言い、水田の保全管理、調整水田は対象外です。

様式第6号（第11関係）

茨木市指令 第 号

住所

氏名

様

茨木市優良農地復元化事業費補助金確定通知書

年 月 日付け茨木市優良農地復元化事業費補助金実績報告書
を審査の結果、補助金を次のとおり確定します。

- 1 補助金の交付決定額 金 円
- 2 補助金の対象事業

年 月 日

茨木市長

印

様式第7号（第12関係）

年 月 日

（請求先）茨木市長

住所

氏名

㊞

茨木市優良農地復元化事業費補助金交付請求書

年 月 日付け茨木市指令 第 号で確定通知のあった事業補助金を 次の
とおり請求します。

1 補助対象事業

2 金 額